

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年10月30日(2014.10.30)

【公開番号】特開2012-116829(P2012-116829A)

【公開日】平成24年6月21日(2012.6.21)

【年通号数】公開・登録公報2012-024

【出願番号】特願2011-185482(P2011-185482)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/22	(2006.01)
A 6 1 Q	5/10	(2006.01)
A 6 1 K	8/38	(2006.01)
A 6 1 K	8/44	(2006.01)
A 6 1 K	8/46	(2006.01)
A 6 1 K	8/67	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/22
A 6 1 Q	5/10
A 6 1 K	8/38
A 6 1 K	8/44
A 6 1 K	8/46
A 6 1 K	8/67
A 6 1 K	8/49

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月26日(2014.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘアカラーリング剤は、(a)カラーリング剤、(b)毛髪キューティクル開放剤を含み、前記カラーリング剤は、天然色素(食用及び化粧品用途)、合成色素(食用及び化粧品用途)或いは化粧品色素から選択することを特徴とするヘアカラーリング剤。

【請求項2】

永久的ヘアカラーリング剤は、(a)カラーリング剤とする合成色素(食用及び化粧品用途)、(b)毛髪キューティクル開放剤とする無機過酸化物或いは有機過酸化物、ジスルフィド結合還原剤、或いは漂白剤、(c)任意に選択可能な金属イオン及び/或いはアルカリ剤を含むことを特徴とする請求項1に記載のヘアカラーリング剤。

【請求項3】

前記ヘアカラーリング剤の重量において、前記合成色素(食用及び化粧品用途)の含量は、1から10%を占め、前記毛髪キューティクル開放剤の含量は、1から12%を占め、前記金属イオンの含量は、1から10%を占め、前記アルカリ剤の含量は1から10%を占めることを特徴とする請求項2に記載のヘアカラーリング剤。